

四国森林管理局、樹木採取権者の公募要項V-2に基づく質問及び回答

No.	資料名	頁	該当箇所	質問	回答
1	公募要項 別紙1 樹木採取 権設定申請書作 成要領	4	経営管理の状況 (申請様式2) 7 技術者の事業実績 8 技術者等の保有資格	弊社の場合、造林・生産事業は子会社が実行しているため、子会社の技術者等を含めて資料作成してよろしいでしょうか。	ご質問では、造林・生産事業は子会社が実行とのことですが、親会社と子会社はそれぞれ別の法人であり、親会社と子会社間で事業を行う場合であっても何らかの契約等を締結するものと思われますので、この場合の子会社は親会社の下請けと考えられます。 申請様式2の7「技術者の事業実績」、8「技術者等の保有資格」、申請様式2-2「技術者の保有資格」においては、申請者（この場合、親会社）が申請時において直接雇用している技術者について記載していただくこととなりますので、子会社の技術者等は含まないこととなります。 また、職員の雇用形態についても、下請けとして資料を作成してください。
2	公募要項 別紙1 樹木採取 権設定申請書作 成要領	5	技術者の保有資格 (申請様式2-2)	同上	なお、造林事業請負契約に関しては、申請様式8-1において植栽の意思表明書を提出いただくこととしておりますが、造林事業においては一括委任又は一括下請は認められません。仮に自社以外の作業員で事業を行う場合は、現場代理人は自社の職員とするなど、「別紙16造林事業請負契約に関する事項」を確認いただき、造林事業の契約時には国との請負契約が締結できることを確認いただいてから申請してください。
3	説明会資料 資料2 記載例	4	6 同種事業の実績	一般論かもしれませんが、本項目に関連して質問いたします。 弊社は、素材生産事業については基本的に100%出資の子会社で現場事業を実行し、一部下請けを活用しております。 100%出資の子会社の事業については、弊社による事業実行として資料を作成してよろしいでしょうか。 また、職員の雇用形態等についても、子会社の職員については直雇の区分としてよろしいでしょうか。	
4	公募要項 別紙1 樹木採取 権設定申請書作 成要領	5	木材利用事業者等及び木材製品 利用事業者等との連携による 木材の安定的な取引関係の 確立等に関する事項 (申請様式5)	1 1-(1)の「申請者の素材生産量」には子会社による素材生産量を含めてよろしいでしょうか。 2 弊社は、四国局管内のほか、東北局、近畿中国局等各地で素材生産事業を実施しています。四万十川上流樹木採取区の樹木採取権の申請に際し、事業量については四国局管内の実績とすることが妥当と思われるが如何でしょうか。	申請様式5については、四国1四万十川上流樹木採取区における「木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立等に関する事項」について記載していただくものです。 このため、質問1については、四国1四万十川上流樹木採取区の事業に関して連携協定等を締結する子会社による素材生産量を含めて記載してください。 また、質問2については、四国1四万十川上流樹木採取区を絡む「木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係について実績や目標を記載してください。四国内であっても当該樹木採取区での事業に関係する予定のない事業者分は計上しないこととなります。

No.	資料名	頁	該当箇所	質問	回答
5	公募要項 別紙1 樹木採取 権設定申請書作 成要領	6	地域の産業の振興に対する寄 与に関する事項 (申請様式6)	3 本店、支店または営業所の所在地 「樹木採取区の所在する都道府県及び市町村内に本 店、支店・・・」となっているが、P31の申請様式6 の3では「樹木採取区の所在する市町村内に本店、 支店・・・」となっている。P31の申請様式(記載例 も同じ)では、「都道府県」が欠落しているのでは ないでしょうか。	樹木採取権制度は、森林経営管理制度の要となる林業経営者を育成するた めの安定的な事業量の確保が大きな目標です。このため、樹木採取権者の選定に あたっては、樹木料の高低だけでなく、地域への貢献度合い、例えば素材生産 量の増大を通じた雇用の増大、事業所の有無や事業の実績といった樹木採取区 の所在する地域における取組なども総合的に評価することとしています。 このような考えから、本店、支店または営業所の所在地につきましては、樹 木採取区の所在する市町村内における営業拠点の有無について樹木採取権者 を選定する際の評価においては加算することとしています。(別紙18の評価基準 表参照。)
6	公募要項 別紙1 樹木採取 権設定申請書作 成要領	7	雇用管理の改善に関する事項 (申請様式7) 雇用の状況 (申請様式7-1)	弊社は、全国各地で製材工場、原木市場等を経営 しており、子会社による造林・生産事業も各地で実 行しているため、現場作業職員といっても職種は多 様であり、職員数も多くなる。 このため、本様式に関しては四国管内の生産事業 に関する職員について記載することとしてよろしい でしょうか。	申請様式7及び7-1については、四国1 四万十川上流樹木採取区に関係す る内容について記載してください。四国内であっても当該樹木採取区での事業 に関係する予定のない現場作業職員の記載は不要です。
7	説明会資料 資料2 記載例	4	5 主伐後の再造林の確保	上から4～5行。「当該協定書の写しを添付して ください。」とありますが、協定書のひな形をご教 示ください。	連携協定等の様式については、ひな形等の定めは特にありません。確実に実 施できることがわかる内容が記載されていればかまいません。
8	公募要項 別紙13参加資格 要件	1	7 (2)	「決定された等級が、本事業に対応している者であ ること。」とあるが、四万十川上流樹木採取区の場合、 対応する等級はどのようなランクなのか具体的に ご教示ください。	別紙13「参加資格要件」の7については、四国森林管理局の造林事業請負契 約の競争入札において、通常共通して課している要件を示したのですが、樹 木採取区の伐採跡地における植栽については、樹木採取権者が伐採と一貫して 行うことにより経費を低減できることから、樹木採取権運用協定書第55条に基 づき、随意契約により国と樹木採取権者が造林請負事業を締結することとして おります。このため、樹木採取権制度では、全ての等級で対応することとして います。
9	説明会資料 資料1	10	採取期間	実施契約に基づき、採取期間が設定されると思い ますが、契約末日とは毎年3月31日になるのでは ょうか 1年間の事業の締となる日を確認したい	実施契約の契約末日については、四国1 四万十川上流樹木採取区の場合、第 1期が令和9年3月31日、第2期が樹木採取権の存続期間の末日となります。 また、採取期間の満了日については、樹木料の納付の日から3年以内で森林 管理局長が指定した日又は実施契約の期間満了日までのいずれか早い日となり ます。 なお、第1期の実施契約末日と第2期の実施契約日との間に空白期間が生じ た場合には、その期間は採取してはならない期間となりますので注意が必要で す。

No.	資料名	頁	該当箇所	質問	回答
10	説明会資料 資料1	6	木材の安定的な取引関係の確立に関する協定書	<p>樹木採取権の申請を「A社」が行うとしたとき「グループ企業」内の役割分担として、丸太の販売は「B社」が担うことになる。</p> <p>これに伴い川中・川下業者との協定については、「B社」名で締結し同社が「A社」から丸太を仕入れ、川中業者に販売することは可能でしょうか。</p> <p>また、この場合「A社」と「B社」間において協定が必要でしょうか。それとも「グループ企業」とし同一とみなしていただけるのでしょうか。</p> <p>※「B社」は「A社」の100%出資子会社</p>	<p>この場合、「B社」は「A社」と川中事業者とをつなぐ流通業者（申請書ではその他の事業者）となります。樹木採取権制度では、樹木採取権者は審査基準において木材利用事業者等（川中）及び木材製品利用事業者等（川下）との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められる必要がありますので、一般的には川中事業者との協定は「A社」自身が締結することになりますが、その間に流通業者の「B社」を通すことは可能です。</p> <p>この場合、「A社」と「B社」はグループ企業であっても別の法人ですので協定書の締結が必要となります。</p> <p>協定書の例は以下を参考にしてください。 「A社」と「B社」の協定書は、例3を参照 「B社」と「川中事業者」の協定は、例1-1～3を参照</p>
11	公募要項 別紙16	4	契約約款第10条 現場代理人	<p>現場代理人を定め常駐させるとは該当する市町村に必ず駐在する必要があるとの認識で良いのでしょうか。高知県内でも構わないのでしょうか。隣接県では如何でしょうか。</p>	<p>現場代理人については、造林事業請負契約約款第10条において、</p> <p>①請負者は、自ら直接雇用する者の中から現場代理人を定めること。 ②現場代理人は、事業現場に常駐すること。 ③複数の現場で同時に事業を行うときは、原則としてその現場ごとに現場代理人を常駐させること。</p> <p>等を規定しています。これは作業の実施にあたって、現場の責任者として作業現場に常駐させるものであり、原則として作業現場を離れることはできません。</p> <p>なお、現場の作業時間を除く時間までを拘束するものではありませんので、現場代理人の居住地については、特に制限はありません。</p>
12	説明会資料 資料1	14	植栽等	<p>造林事業請負についてジョイントベンチャーは出来るとお聞きしたが如何でしょうか。</p>	<p>樹木採取権制度では、樹木採取権者の申請要件として単独の個人または法人となっており、JV（ジョイントベンチャー）については法人ではないため対象となりません。</p> <p>一方、樹木採取区の伐採跡地における植栽については、樹木採取権者が伐採と一貫して行うことにより経費を低減できることから、樹木採取権運用協定書第55条に基づき、随意契約により国と樹木採取権者が造林請負事業を締結することとしております。</p> <p>国の事業発注においては、原則、競争入札により行うこととされており、随意契約による場合は、その理由を明確にする必要があります。</p> <p>このようなことから、造林事業請負契約の相手方は、一貫作業が行える樹木採取権者に限定され、JVとの造林事業請負契約を締結することはできません。</p>

No.	資料名	頁	該当箇所	質問	回答
13	説明会資料 資料4	1～ 6、 11～ 12	木材の安定的な取引関係の確立に関する協定書(例1-1～3、例3)	樹木採取権者A社と卸売業者B社、木材利用業者C社との協定は、A社-B社間で例3様式、B社-C社間で例1-1～3様式を締結すればよろしいでしょうか。言い換えれば、A社はB社との協定のみで、B社が川中の各社と協定を結ぶ形のフローが可能ということによろしいでしょうか。	ご質問のとおり、協定の締結は、川上事業者と卸売業者、卸売業者と川中事業者(各社)の間で締結、川中事業者と卸売業者、卸売業者と川下事業者(各社)の間で締結することで問題ありません。 申請にあたっては、申請時に安定取引協定書(申請者が樹木採取権の設定を受けることを条件に発効することとされているものを含む。)の写しを国に提出(申請様式5-2に添付)することとしており、その要件は、審査基準等通知第1の1(1)ウ(エ)から(キ)までに示しています。 当該協定書は、必ずしも申請者、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等の三者連名の協定である必要はなく、木材製品利用事業者等との協定書は、申請者が協定を締結している木材利用事業者等と締結しているものでも構いません。 なお、安定取引協定書の例は、樹木採取権の設定に係る要件に適合するための基本的かつ最低限の内容を例示したものです。実際に締結する協定書については、事業者の皆様との当事者間で必要な内容を検討し、作成していただく必要があります。 また、川中事業者と川下事業者の間に卸売業者を経由させる場合についても、例2と例3を参考にいただき当事者間で必要な内容を検討して作成してください。(協定例を参考にすると、川中(木材利用事業者等)と卸売業者、卸売業者と川下(木材製品利用事業者等)との間で締結する協定の中に、取引する木材製品に関する計画である木材製品取引計画を盛り込む必要があります。)
14	説明会資料 資料4	7～ 12	右記①については資料4内に該当無し。 右記②については、木材の安定的な取引関係の確立に関する協定書(例2-1～3)	① 川中と川下の間に卸売業者を経由させる場合の書式がありませんが、どうしたらよろしいでしょうか。 ② 川中と川下の間に卸売業者を経由させる場合、本質問書No.11に記載したものと同一フローで考えてよろしいでしょうか。川中と卸売業者、卸売業者と川下の各社での締結という形。	
15	説明会資料 資料4 及び 資料6	5 及び 10	例1-3(第2条、素材取引計画)及び公募要項Ⅲの14の(4)樹木の採取に伴い発生する末木・枝条について	左記箇所に「枝条」の記載がありますが、 ① 枝条についても採取権者が自由に販売出来るという認識でよろしいでしょうか。 ② 枝条は数量面でどのような扱いなのでしょう。Ex.)新規需要の割合の分母に加算される数字となるのでしょうか。	樹木採取権の行使により樹木採取権者が取得する樹木には、丸太となる樹幹部分のほか梢端部及び枝葉を含み、根株を含まないとされています。(実施契約書(案)第16条第3項) このため、枝条については、樹木採取権者が自由に販売することが可能となっています。 なお、木材の取引に係る枝条の数量面での扱いですが、重さなど一般に立方メートル表記以外の単位によるものは、丸太換算することとし、スギ・ヒノキの場合、1トンあたり1.2立方メートルとして換算してください。 また、新規需要の割合等につきましては、申請様式5の一番上の※にあるとおり、当該樹木採取区からの供給される素材(原木)の量は、4,000m ³ /年として記載いただくこととしております。この4,000m ³ に枝条を含めるかについては、申請者が判断いただいた上で作成してください。
16	公募要項 別紙1	32	申請様式6 5(災害協定等の有無)	国土緑化活動の定義を確認させて下さい。通常の再造林事業は「国土緑化活動の取組」の実績に含まれるのでしょうか。	国土緑化活動については、①表彰等を受けた植林活動、②国又は地方公共団体等との分収林、等の取組実績について評価することとしており、通常の再造林事業は含みません。 ①の植林活動については、活動の実績を証明する書類として、表彰状・感謝状、主催者の発行する証明書の写し等を提出してください。 ②の国又は地方公共団体等との分収林等の実績については、契約書の写しを提出してください。